

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担っており、地域の状況に応じて、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることが重要であることにかんがみ、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による地域計画の作成及びこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による特定事業等の実施並びに特定地域における道路運送法の特例について定めることにより、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することを目的とするものであること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「一般乗用旅客自動車運送事業」とは、道路運送法第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいうものとする。

2 この法律において「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいうものとする。

3 この法律において「一般乗用旅客自動車運送」とは、一般乗用旅客自動車運送事業者が行う旅客の運送をいうものとする。

4 この法律において「地域公共交通」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第一号に規定する地域公共交通をいうものとする。

5 この法律において「特定地域」とは、三により指定された地域をいうものとする。

6 この法律において「特定事業」とは、一般乗用旅客自動車運送事業について、利用者の選択の機会拡大に資する情報の提供、情報通信技術の活用による運行の管理の高度化、利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施その他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、もって一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する事業をいうものとする。

7 この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車をいう

ものとする。

(第二条関係)

三 特定地域の指定

国土交通大臣は、特定の地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給過剰（供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。）の状況、事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況、事業用自動車の運行による事故の発生状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応することにより、輸送の安全及び利用者の利便を確保し、その地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができるものとする。

(第三条関係)

第二 基本方針等

一 基本方針

国土交通大臣は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針を定め、これを公表するものとする。

(第四条関係)

二 一般乗用旅客自動車運送事業者等の責務

一般乗用旅客自動車運送事業者であつて特定地域内に営業所を有するもの及びこれらの者の組織する団体（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担っていることを自覚し、当該特定地域において、地域における輸送需要の把握及びこれに応じた適正かつ合理的な運営の確保を図るための措置、地域における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応した運送サービスの円滑かつ確実な提供を図るための措置その他の一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

（第五条関係）

三 国の責務

1 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組のために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならないものとする。

2 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動

車運送事業の適正化及び活性化に関する取組と相まって、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施するものとする。

(第六条関係)

第三 地域計画の作成及び実施

一 協議会

特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、当該特定地域に係る地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

(第八条関係)

二 地域計画

1 協議会は、基本方針に基づき、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画（以下「地域計画」という。）を作成することができることとし、地域計画に

は、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針、地域計画の目標、当該目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項その他の事項について定めるものとする。

2 地域計画は、その作成に係る合意をした協議会の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が当該地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の過半数であるものでなければならないものとする。

(第九条関係)

三 地域計画に定められた事業の実施

1 地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされたものは、当該地域計画に従い、事業を実施しなければならないものとする。

2 協議会は、地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することができるものとする。

(第十条関係)

四 特定事業計画の認定

1 地域計画において特定事業に関する事項が定められたときは、当該地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、特定事業の実施主体とされた一般乗用旅客自動車運送事業者は、単独で又は共同して、当該地域計画に即して特定事業を実施するための計画（以下「特定事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、認定を申請することができるものとする。

2 特定事業計画には、特定事業と相まって、地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの（以下「事業再構築」という。）に関する事項について定めることができるものとする。

3 国土交通大臣は、認定の申請があつた特定事業計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること、特定事業（当該特定事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあつては、特定事業及び事業再構築）を確実に遂行するため適切なものであること等の基準に適合すると認め

るときは、その認定をするものとする。

(第十一条関係)

五 公正取引委員会との関係

1 国土交通大臣は、二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者の申請に係る特定事業計画（二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者が共同して行う事業再構築（以下「共同事業再構築」という。）に係る事項が記載されているものに限る。3において同じ。）の認定をしようとする場合において、必要があるとき、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付に係る特定事業計画に従って行おうとする共同事業再構築が一般乗用旅客自動車運送事業における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。

2 公正取引委員会は、必要があるときは、国土交通大臣に対し、1による送付を受けた特定事業計画について意見を述べるものとする。

3 国土交通大臣及び公正取引委員会は、国土交通大臣が4の3の認定をした特定事業計画に従って行う共同事業再構築について、当該認定後の経済的事項の変化により、一般乗用旅客自動車運送事業者

間の適正な競争を阻害し、又は一般乗用旅客自動車運送の利用者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする事。 (第十二条関係)

六 道路運送法の特例

1 特定事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）がその認定に係る特定事業計画（以下「認定特定事業計画」という。）に基づき実施する特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送として国土交通省令で定めるものに係る旅客の運賃及び料金を定める場合においては、道路運送法の規定にかかわらず、あらかじめ、当該運賃及び料金を国土交通大臣に届け出ることをもって足りるものとする事。

2 認定事業者が認定特定事業計画に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（道路運送法第五条第一項第三号の事業計画をいう。第四において同じ。）の変更をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもって、道路運送法の認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする事。

3 認定事業者が認定特定事業計画（事業再構築に関する事項が定められているものに限る。）に基づ

き一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡若しくは譲受け又は一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもって、道路運送法の認可を受けたものとみなすものとする事。

(第十三条関係)

第四 特定地域における道路運送法の特例

特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域内の営業所に配置するその事業用自動車の合計数を増加させる事業計画の変更については、事業計画の変更の届出に代え、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする事。

(第十五条関係)

第五 雑則

一 国は、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする事。

(第十六条関係)

二 報告の徴収、権限の委任、国土交通省令への委任及び経過措置について、所要の規定を設けるものとする事。

(第十七条から第二十条まで関係)

第六 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第二十一条関係)

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則第二項及び第三項関係)